

★職業訓練受講中に受けられる雇用保険の手当および給付金制度について★

①雇用保険受給対象の方

【雇用保険】

- 失業給付金基本手当(基本手当日額※×その月の日数)を卒業まで延長して受給
※基本手当日額は、原則として離職する直前の6ヶ月間に支払われた賃金の合計金額を180で割った金額(賃金日額)の80%~45%になります(上限が定められています)
- 通所手当 通所経路に応じた所定の額(上限あり)
- 受講手当 500円/日 × 最大40日分

②雇用保険受給対象外の方

【職業訓練受講給付金】

- 支給額
 - ・職業訓練受講手当 : 100,000円/月
 - ・通所手当 : 通所経路に応じた所定の額(上限あり)
 - ・寄宿手当 : 10,700円/月
- 支給要件
 1. 本人収入が月8万円以下
 2. 世帯収入が月25万円以下
 3. 世帯全体の金融資産が300万円以下
 4. 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
 5. 全ての訓練実施日に出席している
 6. 世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
 7. 過去3年以内に、偽りその他不正行為により、特定の給付金を受けたことがない

③ひとり親家庭の母・父の方(ハローワークで①②どちらも対象外となった方)

【高等職業訓練促進給付金】 各市町村

- 支給額
 - ・市町村民税非課税世帯 : 100,000円/月
 - ・市町村民税課税世帯 : 70,500円/月
- 支給要件
 1. 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること
 2. 対象資格の取得が見込まれる者であること
 3. 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること
 4. 市税に滞納のない者

★職業訓練生でない求職者が受けられる給付金制度★

【専門実践教育訓練給付金】

●概要

一定の条件を満たす一般被保険者であった離職者が、専門実践教育訓練を受講した場合、ハローワークが教育訓練経費※1の一定の割合額(在学時 50%※2+雇用時 20%※3 最大 70%)を支払う制度です。(6ヶ月毎に申請し支給されます)

※1 教育訓練経費…入学金・授業料・実習費・必須の教材費

※2 1年課程あたりの上限額 40万円

※3 1年課程あたりの上限額 16万円 受講修了後1年以内に資格取得し雇用保険被保険者として雇用された場合

●支給額

・精神保健福祉学科の場合

教育訓練経費(1年間)101万円のうち(施設設備費は別途負担 15万円)

(在学時)40万円※2 支給 + (雇用時)16万円※3 支給

合計 56万円 支給

・介護福祉学科の場合

教育訓練経費(2年間)154万円のうち(施設設備費は別途負担 30万円)

(在学時)77万円※2 支給 + (雇用時)61.6万円※3 支給

合計 138.6万円 支給

●支給対象者

離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内でかつ被保険者期間が3年以上※ある方

※初めて支給を受けようとする方は2年以上

【教育訓練支援給付金】

●概要

専門実践教育訓練給付を受給できる方の訓練受講をさらに支援するため「教育訓練支援給付金」として雇用保険の基本手当日額の約 80%が、原則 2ヶ月に1回支給されます。

●支給対象者

専門実践教育訓練給付を受給できる方のうち、受講開始日に45歳未満で離職しているなど一定の条件を満たす場合